

住まいの耐震性を確保しましょう！

住宅の耐震性を耐震診断で把握し、必要に応じて耐震改修を実施して、地震に強い建物にしましょう。
本市では、地震に対して強いまちづくりを実現するために、木造住宅の無料耐震相談会、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業等の事業を実施しております。まずは無料耐震相談会に参加をしてください！

◆木造住宅の無料耐震相談会◆

建物の平面図等をもとに簡易耐震診断を実施します。



◆木造住宅耐震診断事業◆

市が現地に指定診断士を派遣し、一般耐震診断を行い報告書を作成し、診断結果・改修工事の説明・助言をします。その経費を国・県・市で一部負担します。



◆木造住宅耐震改修事業◆

木造住宅耐震診断事業での耐震診断結果を踏まえ、耐震改修工事をする場合の工事費・工事監理費に対する費用の一部を補助します。

※補助事業を受けるには、必要条件や申込み件数に制限がありますので、詳しい内容については建築指導課までお問い合わせください。

皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

家具や家電製品の地震対策も忘れずに

住宅の全壊を免れても、タンスなどの家具が転倒、テレビや電子レンジが飛び、ガラスが砕け散るなど、何気ないものが一瞬に凶器に変わります。

新潟県中越地震によるケガの原因の4割以上が家具類の転倒・落下物とされています。また、ケガをすることで避難行動に大きな支障がでることがあります。

■屋内の安全を確保しましょう。

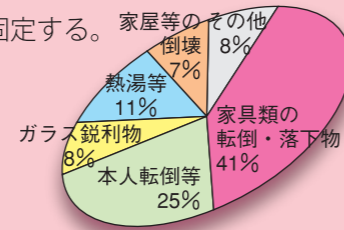
家具の中身は、重いものを下に、軽いものは上におく。固定器具などで、家具や家電製品を固定する。

食器等の飛散防止のため、引き戸の食器棚とするか扉の開閉を防ぐ。

寝室には家具や家電製品をなるべく置かない。

新築やリフォームでは、造りつけの収納やクローゼットの設置につとめる。

ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。



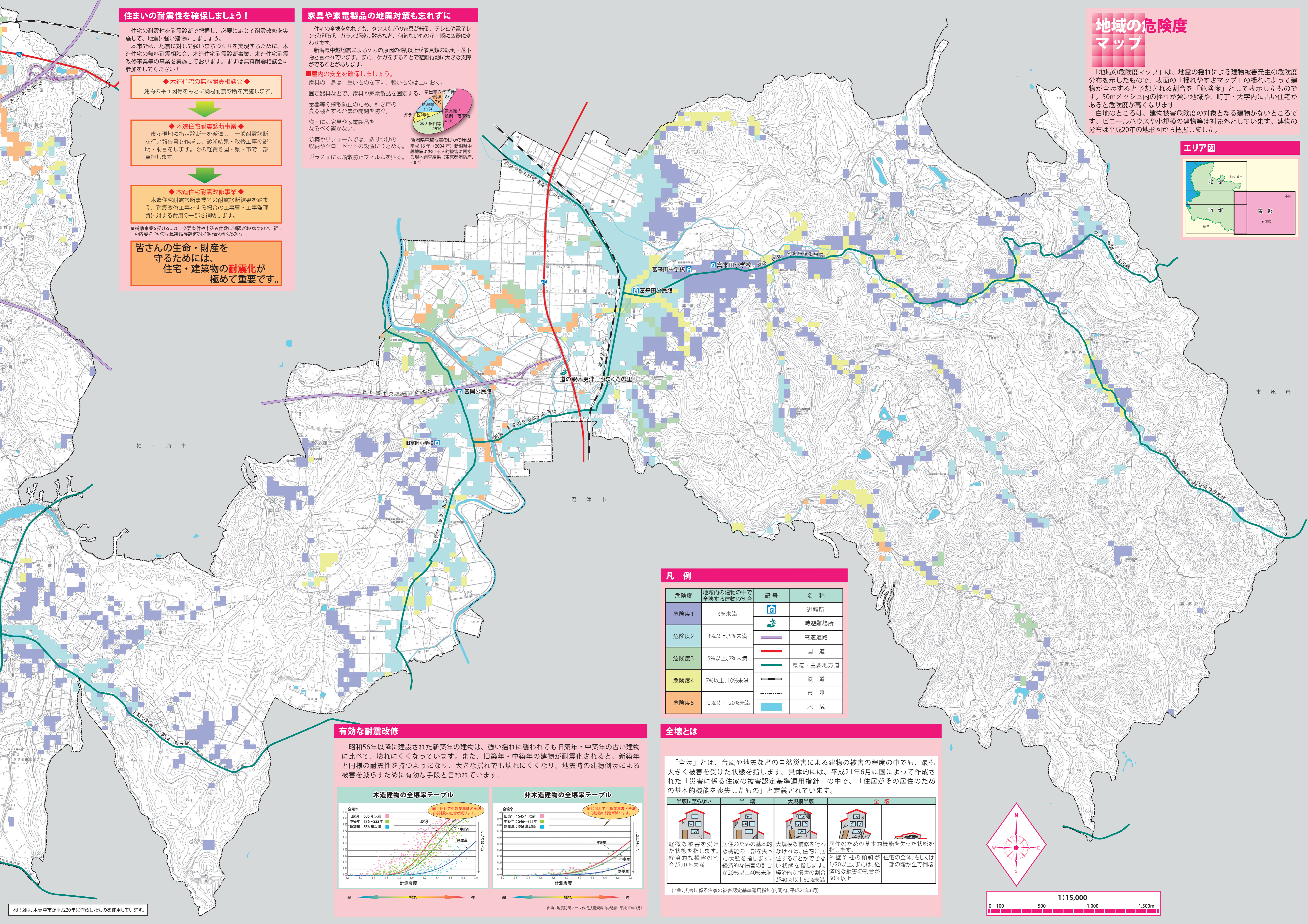
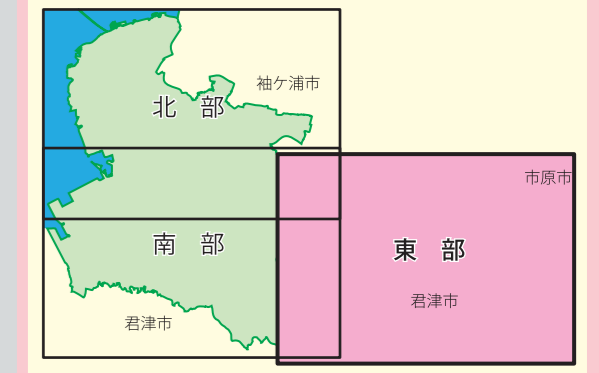
新潟県中越地震のけがの原因
平成16年(2004年)新潟県中越地震における人的被害に関する現地調査結果(東京都消防庁、2004)

地域の危険度マップ

「地域の危険度マップ」は、地震の揺れによる建物被害発生の危険度分布を示したもので、表面の「揺れやすさマップ」の揺れによって建物が全壊すると予想される割合を「危険度」として表示したものです。50mメッシュ内の揺れが強い地域や、町丁・大字内に古い住宅があると危険度が高くなります。

白地のところは、建物被害危険度の対象となる建物がないところです。ビニールハウスや小規模の建物等は対象外としています。建物の分布は平成20年の地形図から把握しました。

エリア図



凡例

危険度	地域内の建物の中で全壊する建物の割合	記号	名称
危険度1	3%未満		避難所
			一時避難場所
危険度2	3%以上、5%未満		高速道路
危険度3	5%以上、7%未満		国道
			県道・主要地方道
危険度4	7%以上、10%未満		鉄道
			市界
危険度5	10%以上、20%未満		水域

全壊とは

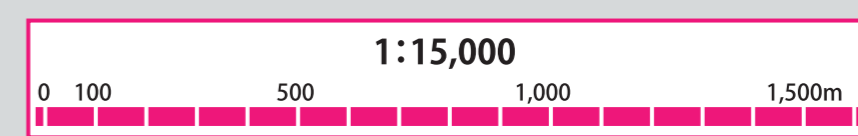
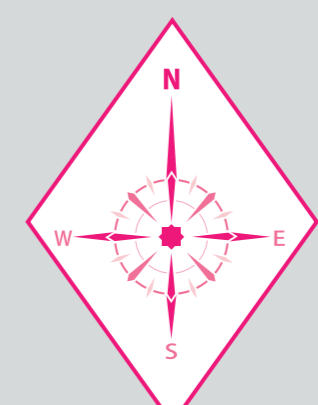
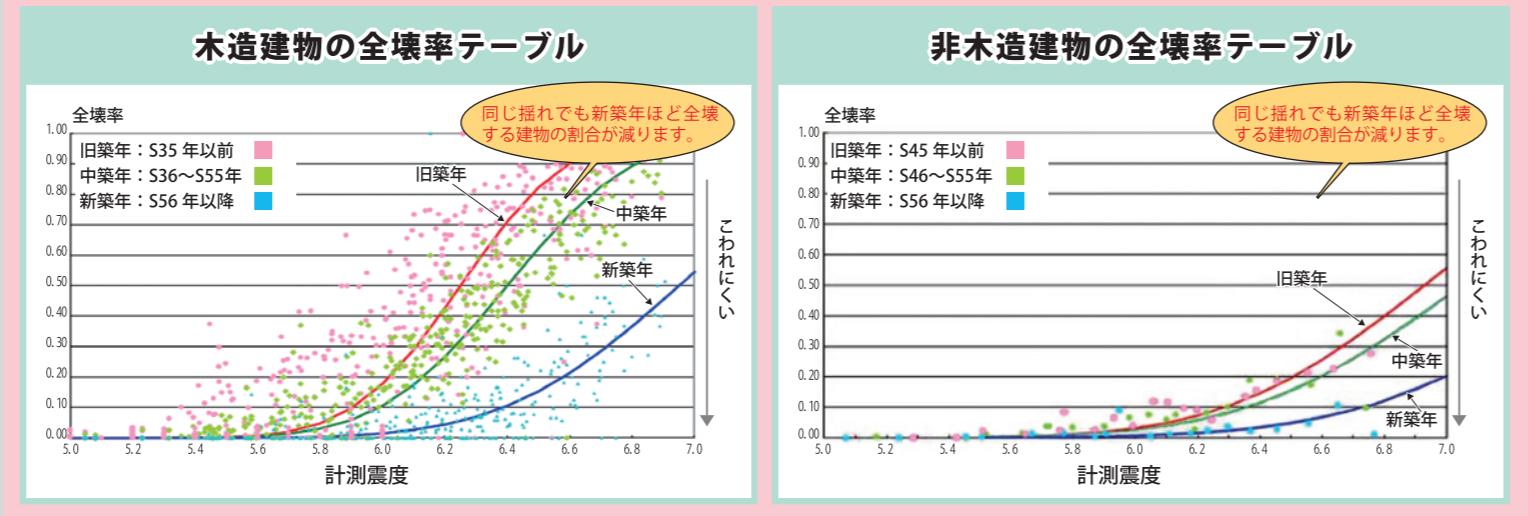
「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、最も大きく被害を受けた状態を指します。具体的には、平成21年6月に国によって作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の中で、「住居がその居住のための基本的機能を喪失したもの」と定義されています。

半壊に至らない	半壊	大規模半壊	全壊
軽微な被害を受けた状態を指します。経済的な損害の割合が20%未満	居住のための基本的な機能の一部を失った状態を指します。経済的な損害の割合が20%以上40%未満	大規模な補修を行わなければならない状態を指します。居住することができない状態を指します。経済的な損害の割合が40%以上50%未満	居住のための基本的機能を失った状態を指します。外壁や柱の傾斜が1/20以上、または、経済的な損害の割合が50%以上

出典：災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府、平成21年6月)

有効な耐震改修

昭和56年以降に建設された新築年の建物は、強い揺れに襲われても旧築年・中築年の古い建物に比べて、壊れにくくなっています。また、旧築年・中築年の建物が耐震化されると、新築年と同様の耐震性を持つようになり、大きな揺れでも壊れにくくなり、地震時の建物倒壊による被害を減らすために有効な手段と言われています。



地形図は、木更津市が平成20年に作成したものを使用しています。

出典：地震防災マップ作成技術資料(内閣府、平成17年3月)